

第6期土岐市障がい者計画、第8期土岐市障がい福祉計画及び 第4期土岐市障がい児福祉計画策定業務委託 プロポーザル実施要項

「第6期土岐市障がい者計画」「第8期土岐市障がい福祉計画及び第4期土岐市障がい児福祉計画」を策定するにあたり、業務委託事業者を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施するもの。

1. 趣旨

本市における障がい者のための施策に関する基本的な計画である第5期土岐市障がい者計画と、障害福祉サービス等の提供体制を整備し円滑な実施に関する計画である第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画が、令和8年度に最終年度を迎えるにあたり、当該計画の達成状況、国や県の障がい福祉施策の動向、土岐市の障がい者をめぐる環境やニーズの変化を把握し、新たな計画となる第6期土岐市障がい者計画、第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画を策定することを目的とする。

なお、次期計画作成にあたっては、第7次土岐市総合計画などの関連計画との整合性を持ったものとする。

ついては、この業務を委託するにあたり、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件等を、この実施要項で定めるものである。

2. 業務の内容

(1) 業務名称

第6期土岐市障がい者計画、第8期土岐市障がい福祉計画及び第4期土岐市障がい児福祉計画策定業務

(2) 業務の内容

別紙「第6期土岐市障がい者計画、第8期土岐市障がい福祉計画及び第4期土岐市障がい児福祉計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託費の上限

7,568,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託契約の額は、市の予算の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とする。

※支払いは本業務が完了し、完成検査終了後とする。

(5) 選定方式

公募型プロポーザル方式

3. プロポーザルに係る事項

(1) 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であって、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- ①土岐市指名競争入札名簿（物品購入・役務提供等）に登録されていること（プロポーザル参加申込書提出期限までに登録した事業者も認める）。ただし、参加資格確認後であっても、契約締結までの間に、参加資格を欠くような事態が発生した場合には失格とする。
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑤土岐市からの指名停止措置を、プロポーザル参加申込受付期間開始日から当該業務の本契約締結の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑥プロポーザル参加申込時点で、国税及び地方税の滞納がないこと。

(2) スケジュール

予 定	日程・締切り
実施要項等の公表	令和 7 年 7 月 4 日（金）から
質問書の受付	令和 7 年 7 月 4 日（金）から 令和 7 年 7 月 15 日（火）午後 5 時まで
参加申込書等の受付	令和 7 年 7 月 4 日（金）から 令和 7 年 7 月 15 日（火）午後 5 時まで
企画提案書等の受付	令和 7 年 7 月 4 日（金）から 令和 7 年 7 月 24 日（木）午後 5 時まで
プロポーザル審査委員会	令和 7 年 7 月 29 日（火）（予定）
結果の通知及び公表	令和 7 年 8 月 上旬（予定）
契約締結	令和 7 年 8 月 中旬（予定）

(3) 実施要項等の入手方法

実施要項等については、市のホームページ（<https://www.city.tokilg.jp/>）から入手すること。（福祉課窓口又は郵送での配布は行わない。）

(4) 実施要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

①質問書提出について

令和7年7月15日(火)午後5時(必着)までに質問書(様式6)を電子メール(メールアドレス fukusi@city.toki.lg.jp)又はFAX(0572-54-3329)にて福祉課に提出すること。電話や口頭での質問は、一切受け付けない。

②回答の公表について

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、市のホームページに掲載する。質問者の事業者名や氏名等は公表しない。

(5) 提出資料

①プロポーザル参加申込書(様式1) 1部

②法人概要書(様式2) 1部

③国税及び土岐市税の納税証明書(国税:法人税、消費税及び地方消費税 土岐市税:完納証明書 ※課税されていない場合は申し出てください。) 各1部

④暴力団排除に関する誓約書(様式3) 1部

⑤企画提案書(表紙は様式4、それ以外は任意様式) 正本1部、副本7部

- ・表紙(様式4)は正本のみに付けること。
- ・表紙以外には、法人名を記載又は推測できる表現を入れないこと。
- ・企画提案書は、端的にまとめたものとし、A4判縦・横書きで統一すること。A3判の折込み使用も可とする(片面印刷とすること)。
- ・提案内容は別紙仕様書を踏まえたものとし、次の事項を含むものとする。また、独自提案があれば記載のこと。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定にあたっての実施方針・本業務に必要となる業務項目と内容・実態調査についての基本方針と作業方法・計画策定についての基本方針と作業手法・本業務のスケジュールと役割分担・本業務実施体制・社内の情報セキュリティ体制及び個人情報の取扱いについて |
|---|

※企画提案書における留意事項

障がい福祉制度に係る指針や国の動向、社会情勢の変化、土岐市福祉関連計画を踏まえること。

⑥類似業務実績報告書(様式5) 1部

⑦見積書(任意様式) 1部

- ・見積書はA4判とし、法人名を記載又は推測できる表現を入れないこと。

(6) 受付期間

①参加申込書等（上記（５）提出資料のうち①②③④）の受付

令和７年７月４日（金）から令和７年７月１５日（火）までの土日、祝日を除く午前８時
３０分から午後５時まで。

②企画提案書等（上記（５）提出資料のうち⑤⑥⑦）の受付

令和７年７月４日（金）から令和７年７月２４日（木）までの土日、祝日を除く午前８時
３０分から午後５時まで。

(7) 提出方法

持参又は郵送（受付期間及び時間内に必着とし、配達完了を確認できる書留郵便とする。）
により提出すること。

(8) 提出先

〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101 番地
土岐市役所 健康福祉部福祉課（担当：伊藤、瀨瀬）
電話：0572-54-1350（直通）

(9) 注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがある。

- ・本業務の関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- ・他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ・事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案内容を意図的に開示すること。
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ・プロポーザル評価終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の
法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用
いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

③複数提案の禁止

プロポーザル参加者から複数の企画提案書の提出は認めない。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。（軽微なものを除
く。）

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

⑦その他

- ・プロポーザル参加申込書等を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとする。
- ・参加者は、企画提案書等の提出をもって、実施要項等の記載内容に同意したものとする。
- ・提出書類は、土岐市情報公開条例（平成 11 年条例第 26 号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- ・企画提案書等の提出後に辞退する場合は、プロポーザル審査委員会前日の午後 5 時までに、辞退届（任意様式）を福祉課に直接又は郵送により提出すること。

4. 審査について

（1）審査、評価方法

- ①企画提案書等を審査、評価するための「第 6 期土岐市障がい者計画、第 8 期土岐市障がい福祉計画及び第 4 期土岐市障がい児福祉計画策定プロポーザル審査委員会」を設置し、審査委員会において非公開で審査及び評価を行う。
- ②企画提案の内容、事業の実施能力等について、審査項目に沿って企画提案書及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーションの内容について評価を行い、最高得点者を優先交渉事業者として選定する。

（2）プロポーザル審査委員会

- ①開催日 令和 7 年 7 月 2 9 日（火）（予定）

開催時間、場所等については、後日プロポーザル参加者に通知する。

- ②企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション 20 分間

審査委員からの質疑 10 分間

- ③注意事項

- ・プレゼンテーションに際しては、提出された企画提案書を用いて説明を行うこと。
- ・プロポーザル審査委員会への出席人数は 3 人以内にする。
- ・プレゼンテーションにおいては、本業務を受託した際の主担当者が行うこと。
- ・パソコン、プロジェクター、スクリーン等は土岐市側で準備する。
- ・審査委員会当日の資料配付は認めない。

④評価項目

下記の項目で評価（詳細については、別表のとおり）

- ・企画提案内容
- ・業務実施体制
- ・プレゼンテーション
- ・業務実績
- ・見積額

（３）提案者が１者又ははない場合の取扱い

提案者が１者のみの場合であっても、プロポーザル審査委員会は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは、当該提案者を優先交渉事業者とする。基準に満たない場合、又は提案者がいない場合は該当なしとする。

（４）選定結果の通知

選定結果は、後日、プロポーザル参加者に文書で通知するとともに、市のホームページ上で公表する。なお、電話等による問合せには応じない。

５．契約の締結

選定した優先交渉事業者と土岐市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。また、必要に応じて提案された内容を変更する場合がある。

なお、選定した優先交渉事業者が選定後に辞退した場合には、選定結果において評価の合計点が次に高い提案者(最低基準点に満たない者を除く。)と交渉を行うものとする。

６．業務の適正な実施に関する事項

（１）業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

（２）守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

別表			
評価項目	評価事項	評価基準	配点
企画提案力に対する評価	業務実施方針	業務の実施方針は具体的か。 業務の取組みのポイントや役割、あり方が示されているか。	10
	情報提供力	当該業務に関する法律や制度などの動向に関する情報提供ができる体制になっているか。 また、具体的な提供方法が示されているか。	10
	ニーズ把握	アンケート調査について、集計・分析方法が具体的に提案されているか。	10
	計画策定	現計画の評価方法が例示されているとともに、具体的に提案されているか。また、計画策定のための手法や、現状の地域特性の把握・分析が具体的に盛り込まれているか。	10
	スケジュール	業務項目ごとのスケジュールが明確で、適切かつ無理のないものとなっているか。策定委員会等の会議の実施時期を見据えたスケジュール提案がなされているか。また、業者と本市の役割が明確になっているか。	10
	独自提案	計画策定に関わる業務及びそれ以外に本業務に関わる会社の特色を活かした独自の提案がなされており、かつ本市にとって魅力的なものであるか。	10
実施体制に対する評価	安全管理措置	業者の社内対応（社外機関が認証した資格であるプライバシーマークを取得していることや会社の情報セキュリティ基本方針が確立されていること）が万全であるか。	5
	実施体制	社内実施体制（役割・人数・サポート及びバックアップ体制）が万全であるか。	10
	研究員評価	対応研究員の実務年数及び業務実績	5
対業務実績の評価	業務実績	障がい者計画及び障がい福祉・障がい児福祉計画策定実績（直近5年）	10
		福祉分野関連の計画策定実績（直近5年） ・地域福祉計画 ・子育て支援事業計画	5
対見積金額の評価	見積金額	見積金額が予算内の範囲であり、提案内容について十分な費用対効果が認められるか。	5
合 計			100

※企画提案書に評価事項に関する記載がない場合は、その事項を評価しない（0点とする）